

- ◆育児・介護休業法改正への対応
～ 就業規則の見直し等が必要です ～



育児・介護休業法改正への対応 ～ 就業規則の見直し等が必要です ～

令和7年に施行される育児・介護休業法の改正内容については、本紙2024年10月号（Vol.94）で紹介しましたが、今号では、【法改正に伴い事業主が行うべき対応】についてお知らせします。

主な改正ポイント

令和7年4月1日 施行	① 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大 ② 子の看護休暇の対象拡大 ③ 育児のためのテレワーク導入の努力義務化 ④ 男性の育児休業取得率を公表すべき企業の範囲拡大 ⑤ 介護離職防止のための個別周知・意向確認、雇用環境整備の義務化
令和7年10月1日 施行	⑥ 柔軟な働き方を実現するための措置の義務化 ⑦ 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取、配慮の義務化

ToDoリスト

「主な改正ポイント」の該当項目

- ☐ 就業規則の見直し ① ② ③ ⑤ ⑥
- ☐ 労使協定の再締結 ② ⑤ ⑥
- ☐ 意向確認等の準備 ⑤ ⑦
- ☐ 実施する措置の決定 ⑤ ⑥
- ☐ その他 ③ ④ ⑤

*就業規則の見直し（R7.4.1～）

見直しが 必要な項目	☐ 子の看護等休暇（改定） ☐ 介護休暇（改定） ☐ 所定外労働の制限（改定） ☐ 柔軟な働き方を実現するための措置（新設） 等
---------------	---

*労使協定の再締結（R7.4.1～）

変更等の 検討が必要 な項目	☐ 子の看護等休暇 ☐ 介護休暇 ☐ 柔軟な働き方を実現するための措置の利用	} の申出を拒むことができる 従業員の範囲
----------------------	---	--------------------------

* 意向確認等の準備

介護 介護関連の制度利用について労働者の意向を確認するために準備すべきもの（R7.4.1～）

☐ 制度を周知するための文書

☐ 意向確認のための社内様式

⇒ 介護に直面した労働者へ

☐ 介護関連の制度について情報提供するための文書

⇒ 40歳の労働者へ

育児 仕事と育児の両立に関する労働者の意向を聴取するために準備すべきもの（R7.10.1～）

☐ 制度を周知するための文書

☐ 意向確認のための社内様式

⇒ 妊娠出産を申し出た労働者、
子が3歳になる前の労働者へ

* 実施する措置の決定

介護 介護関連の制度を利用しやすい職場環境を整備するための措置（R7.4.1～）

☐ 以下の中からいずれか **1 つ以上** を実施

- ・ 制度等に関する研修
- ・ 相談窓口の設置
- ・ 自社の制度利用の事例の収集・提供
- ・ 制度の利用促進に関する方針の周知

育児 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置（R7.10.1～）

☐ 以下の中からいずれか **2 つ以上** を実施

- ・ 始業時刻等の変更
- ・ 1 か月に 10 日以上テレワークを認める制度
- ・ 保育施設の設置運営等
- ・ 養育両立支援休暇の付与（1 年に 10 日）※有給・無給を問わない。
- ・ 短時間勤務制度

* その他

(1) 育児や介護を行う労働者に対するテレワーク制度の導入検討【努力義務】（R7.4.1～）

(2) 男性の育児休業取得率の集計【労働者 300 人超の企業のみ】（R7.4.1～）

就業規則の見直しをご検討中の事業主様は、
社会保険労務士法人あおぞらにご相談ください。

* あおぞらスタッフだより *

2月には猫の日がありますね。日本の猫の日は鳴き声の語呂合わせで2月22日ですが、8月8日にも世界猫の日というのがあるそうです。

毎年いろんなお店が猫の日用のグッズやお菓子を出すのでとても楽しみです。

最近は寒さが強くなり、猫が上着の中に潜り込んできたり、猫と一緒に寝てとても暖かったのを思い出します。

まだ寒い日が続きますが、みなさまも体調にお気をつけてお過ごしください。[漆]

